

事 務 連 絡
平成23年8月31日

岩手県 宮城県 福島県
高齢者保健福祉関係部（局）御中

厚生労働省老健局振興課

仮設住宅における要援護高齢者等に対するサービス等の確保について

東日本大震災により被災した方等への必要なサービス等の確保について、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地においては、仮設住宅への入居がはじまり、また今後、仮設住宅での生活の長期化も予測されるところです。このような中で、仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるための介護等のサポート拠点（以下「サポート拠点」という。）についても、その設置・運営が開始されているところです。

サポート拠点では、総合相談、配食サービス等の生活支援サービスなど、当該地域に必要なサービスの実施が可能です。加えて、介護保険法令の規定に基づく指定の要件を整えることにより、介護保険の適用の下、通所介護、訪問介護、訪問看護等の介護保険サービスを提供することも可能です。

については、仮設住宅を設置する県及び市町村においては、仮設住宅における生活支援サービス体制の構築や介護保険サービス事業者等の確保にご配慮いただくとともに、仮設住宅における要援護高齢者等の把握やアセスメントを的確に実施し、生活支援サービスの利用、要介護認定の早期実施、介護保険の下での介護サービスの利用を適切に行われますよう、ご配慮をお願いいたします。

併せて、貴管内市町村に対してご周知いただきますよう、お願いいたします。